



合併処理浄化槽本体 設置申込みについて

●浄化槽市町村整備推進事業（町設置型）とは

町が浄化槽本体の設置及び維持管理を行い、浄化槽使用者が下水道使用料を毎月納めます。

●対象地域

上城・下城・新城地区を重点に、公共下水道・農業集落排水事業の区域外の家が対象。*区域外とは、集落より離れている家、集落内で低地にある家などが対象になります。

●個人負担

●浄化槽本体設置に伴う受益者負担金（10万円）

●標準工事費以外に係る費用（浄化槽設置工事に必要な重機・トラック等の進入経路確保のための費用等）

●消費電力代（プロワー

等）

●申請期限等

7月31日までに、耕地課で申請手続きを行ってください。

ただし、上城・下城・新城地区を優先とし、希望者多数の場合は、抽選若しくは調整を行います。

●その他

浄化槽までの排水設備費用は、個人負担となるので、工事は排水設備指定工事店へ依頼してください。

●耕地課

電話（84）3163

浄化槽法定検査（法第11条）受検のお願い

知事が指定した検査機関である県環境検査センターの検査員が、事前にハガキで通知した検査日にお伺いし、現場での検査と浄化槽の放流水を採水し持ち帰って水質検査を行います。（地元の保守点検業者が行う保守点検とは別のものです。）

毎年1回実施することとなつていますので、検査対象となつた浄化槽については、必ず受検していただきますようお願いいたします。

●検査対象 5人槽

●手数料（参考5-10人槽）

・単独処理浄化槽 4千円

・合併処理浄化槽 6千円

※浄化槽市町村整備推進事業により町が設置工事を行った浄化槽については、手数料は町が負担します。

●（公財）鹿児島県環境検査センター

電話099（296）9000

●耕地課

電話（84）3163

病児・病後児保育事業について

この事業は、町内に住所を有する児童が病気の回復期（病気の回復に至らない状態を含む）にあるため、集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的にお子さんを施設で預かり、保育を行う事業です。

●対象児童

0歳児から小学3年生までの児童

●利用手続

登録申込書及び利用申請書を実施施設に提出

●利用料金 1日500円

※別途、実施施設の定める昼

食・おやつ代500円が必要です。※持ち込みの場合には不要。

●実施施設 本部医院

電話（93）3131

●利用時間

・月～金曜日

午前8時30分～午後5時

・土曜日

午前8時30分～正午

※定員の関係や児童の症状等により利用できない場合があります。

●保健福祉課

電話（84）3153

児童手当の 現況届をお忘れなく

児童手当を受給されている方は、毎年6月中に現況届を提出しなければなりません。

以下の日程で受付を行います。現況届及び必要書類をお持ちのうえ、知名町職員労働組合事務所（役場敷地内）で、お手続きください。なお、現況届をお忘れになると、児童手当の支給が停止されますので、ご注意ください。

●日時

6月24日（水）・25日（木）

午前9時～午後1時

午後2時～6時

●場所 知名町職員労働組合

事務所（役場敷地内）

●お持ちいただくもの

・現況届

・印鑑

・健康保険証の写し

・お子さんと別居している方は、お子さんの世帯全員の住民票、監護生計同一申立書が必要です。

・平成27年1月1日に本町に住所がなかった方は、前住所地の市区町村が発行する児童手当用所得証明書（平成26年分）をお取り寄せください。

※税の申告がされていない方は、受付できませんのでご注意ください。

●保健福祉課

電話（84）3153

わらわらネット・ちなを ご利用ください！

「わらわらネット・ちな」は、妊産婦さん、乳幼児から中学生のお子さんを持つ保護者の方等を対象としたサービスです。

会員になると、保健センターで行っている乳幼児健康データの閲覧、園や学校で行われる身体測定・健診等の閲覧（どちらも自分のお子さんのデータのみの閲覧です）、予防接種や出産・子育てに関